

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による 総合支援資金 生活支援費（特例貸付）

貸付対象

- ・市内在住の方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている**世帯**とします。
 - ・他道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。
- ☆申請者は基本的に**生計中心者**となります。

貸付内容および条件等

貸付額	【単身世帯】 月額 15 万円以内	【2人世帯以上】 月額 20 万円以内
貸付期間	原則 3 か月以内	
貸付金の送金	1 か月ごとの分割交付	
据置期間	1 年以内（12 か月）	
返済期間	10 年以内（120 回以内）	
連帯保証人	不要	
利子	無利子 ※ただし、返済期限までに返済が完了しない場合、延滞利子が発生します。	
貸付金交付	申請から交付まで最短 20 日（目安）	

申込先

日高市社会福祉協議会

※**まずはお電話にてご連絡ください**

申込みにあたって

- まずは電話にて社会福祉協議会へご連絡ください。
- 申請にあたり、収支状況等を詳しく確認させていただく必要があります。
- 書類等により、「新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した」ということを示していただく必要があります。
- ご世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者、または、罹患者との濃厚接触の可能性のある方がいらっしゃる場合は、ご来所になる前に必ず、居住地の区市町村の社会福祉協議会へご連絡ください。

申込に際して必要な書類

1	本人確認書類（健康保険証、運転免許証、パスポート、住基カード等）
2	住民票（世帯全員が記載されたもの。続柄記載。マイナンバー不要）
3	預金通帳（申込み当日までの記帳を行うこと）
4	減収前と減収後の収入状況が明らかになる書類 ・減収前と減収後の給料明細。無い場合には給料等が支払われる預金通帳 ・税金・社会保険料・公共料金等の支払いが確認できる通帳、日常的に入出金を行っている通帳 ・（フリーランスや自営業者の場合）減収前と減収後の請求書の写し等 ・その他仕事が減った証明となりうるもの
5	1か月の生活に必要な支出の内訳がわかるもの。 また、申込額の根拠となる書類（給料明細や、確定申告書の写しなど）
6	失業・離職等の場合は、それが確認できる書類（離職票、廃業届、源泉徴収票等） 休業中の場合には、職場から出されている休業についての通知など
7	実印（ない場合には要相談）
8	印鑑（シャチハタ不可）
9	（口座振込での償還を希望の場合）引き落とし口座の銀行印
10	負債がある場合には、その残高が確認できる書類
11	その他、日高市社会福祉協議会が指定する書類 ※電話にてご確認ください

ご返済について

- ・本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。償還開始時期、月の支払い金額については、生活に無理のない範囲での償還計画を検討しますのでご相談ください。
- ・今回の特例貸付では、償還時において、なお所得の減少が続く非課税世帯であるときなどは、償還を免除することがあります。

貸付についての審査は県の社会福祉協議会にて行います。

審査により貸付を行わないことがあります。

また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をうけた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

お問い合わせ先・相談先

日高市社会福祉協議会
TEL:042-985-9100